

平成 24 年度決算に基づく「財政健全化法」に係る 4 指標等の状況

平成 25 年 10 月 2 日  
門真市長 園部 一成

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
門真市	—	1.66	6.9	46.2
早期健全化基準	11.99	16.99	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

	資金不足比率	
	水道事業	公共下水道事業
門真市	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（「財政健全化法」）が公布され、平成 20 年 4 月から一部施行（公表の義務化）となり、平成 19 年度決算より、地方公共団体の財政の健全性に関する 4 つの指標等の公表制度が設けられました。また、平成 20 年度決算より、「早期健全化団体」、「財政再生団体」もしくは「経営健全化団体」に該当すると、「早期健全化計画」、「財政再生計画」もしくは「経営健全化計画」の策定が義務付けられ、行財政上の措置を講ずることとなっています。

健全化指標等は、8 月末に監査委員による審査が終わり、今後決算特別委員会で議論され、12 月の第 4 回定例会において認定に関する議決が行われる予定となっておりますので、上記の値は暫定値となっております。

## 1. 財政健全化 4 指標

### 1) 実質赤字比率

一般会計等(本市の場合、一般会計、都市開発資金特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が対象)の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H24	H23	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
—	—	11.99	20.00	早期健全化基準は 標準財政規模により 11.25%~15%

(単位:千円)

	実質収支額 (H24)	実質収支額 (H23)
一般会計	254,528	110,284
都市開発資金特別会計	0	0
公共用地先行取得事業特別会計	0	0
一般会計等合計	254,528	110,284
標準財政規模	26,562,676	26,018,046

平成 24 年度は、国民健康保険事業特別会計の累積赤字解消のため 7 億円の繰出しを行ったものの、財政調整基金等の活用により 2 億 55 百万円の黒字となり、また、単年度収支では 1 億 44 百万円の黒字となりました。

単年度収支が黒字となった主な要因としては、平成 23 年度に比べて、歳出において、扶助費で 3 億 35 百万円の増加となったものの、人件費で 4 億 57 百万円の減少となったことなどによります。

今後も、市税等の歳入環境の好転が見込めない状況ではありますが、平成 23 年 7 月に策定した「財政健全化計画・中期財政見通し」に基づき市税等の徴収率の向上など自主財源の確保に努めながら、将来にわたって健全な財政運営をめざします。

## 2) 連結実質赤字比率

一般会計等に、国民健康保険事業特別会計等の特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H24	H23	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
1.66	6.16	16.99	30.00	早期健全化基準は 標準財政規模により 16.25%~20.0%

(単位:千円)

	実質収支額または 剰余額 (H24)	実質収支額または 剰余額 (H23)
一般会計等合計	254,528	110,284
国民健康保険事業特別会計	▲3,205,142	▲3,955,374
後期高齢者医療事業特別会計	69,399	50,970
水道事業会計	2,299,793	2,020,422
公共下水道事業特別会計	137,979	170,297
連結実質赤字	▲443,443	▲1,603,401

平成 24 年度は、国民健康保険事業特別会計において、50 百万円の単年度黒字に加え、累積赤字の一層の削減などを図るため、一般会計より 7 億円の繰出しを行いました。

このことにより、連結実質赤字比率で 1.66%、連結実質赤字額で 4 億 43 百万円となり、早期健全化基準を下回る結果となっています。

本比率は、多額の累積赤字の状況にある国民健康保険事業特別会計を持つ本市にとって、財政運営上重要な課題であることから、今後ともさらに国民健康保険事業特別会計の累積赤字の削減に努めるとともに、連結実質赤字額の解消に向けた、健全な行財政運営を行っていきます。

### 3) 実質公債費比率

消防等の一部事務組合や広域連合会計も対象に、一般会計等が負担する市債(借金)等に係る元利償還金等の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H24	H23	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
6.9	7.0	25.0	35.0	3年平均の数値

平成 24 年度は、6.9%で、早期健全化基準を下回る結果となり、平成 23 年度に比べて 0.1%の減となっています。

これは、退職手当債の償還金が増となったものの、過去に発行した市債の償還が終わったことなどが主な要因です。

今後は、過去に発行した市債の償還が終わることによる公債費の減を見込んでいる一方で、平成 24 年度に発行した土地開発公社の解散に伴う第三セクター等改革推進債、平成 25 年度まで発行を見込んでいる退職手当債、さらに、平成 25 年度以降についても発行が見込まれる「門真市第5次総合計画」に基づくまちづくり、老朽化施設の整備を行うための建設事業にかかる市債により、公債費が一時的に増加する見込みとなっています。

公債費が増加すると、経常収支比率が上昇し、義務的経費に縛られ、単独事業等が制限されることとなります。引き続き、将来的な公債費の推移を見据えた市債発行を行い、適正水準を維持する必要があります。

#### 4) 将来負担比率

本市のすべての会計に加え、土地開発公社の会計も含めた負債(借金)を対象として、将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率

(単位：%)

H24	H23	早期健全化 基準	財政再生 基準	備 考
46.2	47.3	350.0	基準なし	ストック指標

平成 24 年度は、46.2%で早期健全化基準を下回る結果となっており、平成 23 年度に比べ 1.1%の減となっています。

これは、平成 23 年度に比べて、連結赤字額が 11 億 60 百万円、退職手当負担見込額が 3 億 71 百万円の減になったことに伴うものです。比率は早期健全化基準を十分に下回っていますが、市債残高は公共下水道事業特別会計等も含めると、927 億 21 百万円あるなど、将来の負担は決して小さくはなく、今後、徐々に減少させていく必要があります。

## 2. 資金不足比率

本市においては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足額の事業の規模に対する比率

(単位：%)

	H24	H23	経営健全化 基準
水道事業	—	—	20.0
公共下水道事業	—	—	20.0

どちらの事業も黒字のため、資金不足比率は、「—」となっています。当分の間は黒字が見込めますが、今後も適正な料金設定を行い黒字堅持の経営を行う必要があります。

## 3. 早期健全化団体になると

財政健全化計画の策定(議会の議決要)及び外部監査の要求が義務付けられ、実施状況を毎年度議会に報告し公表することとなり、財政のいわば「不健全団体」と認識されます。

その場合、本市の自治体としての信用度が著しく低下することから、起債や一時借入金の利率が高くなるなど負担増になることは必至で、また、定住率の一層の低下が懸念され、その結果、より厳しい財政運営に陥るといふ悪循環になると考えられます。

また、早期健全化団体の場合、「自主的な改善努力の範囲」という位置づけではありますが、実質的に大阪府や国の指導・監督的な傾向が強くなり、住民サービスに関しても、住民自治と団体自治という地方自治の本旨に基づく裁量が大きく低下することになるものと考えられます。

## 4. 新しい「財政健全化法」の概要

